六、株式会社和光ハトヤに対する件

昭和四十三年(排)第七十一号

排除命令

東京都台東区上野四丁目三番三号

株式会社和光ハトヤ

右代表者　代表取締役　桜井敬司

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社和光ハトヤは、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三、同社は、昭和四十三年五月二十五日から同年七月三十一日までを期間とし、「南太平洋グァム島御招待謝恩セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提

供に関する事項の制限」第一項の規定に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社和光ハトヤは、肩書地に主たる事務所を置き、婦人洋品の販売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「南太平洋グアム島御招待謝恩セール」と称して、昭和四十三年五月二十五日から同年七月三十一日までの期間に、同社の販売する婦人洋品を購入した者に対し、抽せん券一枚を与え、抽せんにより特賞グアム島四泊五日の招待を五名、一等一万円の同社でのみ使用できる商品券（以下「商品券」という。）を五名、二等五千円の商品券を十名その他の景品類を提供する旨を同社店頭に掲げる垂れ幕などにより広告し、前記謝恩セールを実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、特売期間における特価品ポロシャツの五百三十円であることにより、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円であつて、同社が提供する景品類中特賞グアム島四泊五日の招待（一名当りの費用は、九万八千円相当である。）は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社和光ハトヤの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年十一月十三日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子